

おしゃべり! どっきん!!

取引あるある これって問題?

独占禁止法、下請法、官製談合防止法、景品表示法は、社会の様々な場面で関係します。今号では、これら法律のポイントを押さえたクイズを出題しています。

この春に新社会人になられた方、各法律ともよく知っていると自信のある方も、ぜひクイズにチャレンジしてください！



總務部

No. 2

仕事の

独占禁止法

①～④の行為は問題でしょうか？

- 1 全員ライバル会社**

商品の販売価格を
全社xxx円値上げしましょう

3 営業しないようにしましょう

お互いの顧客には
営業しないようにしましょう

2 生産数量はお互い

xxx個までにしましょう

4 お互いの販売地域を

分けましょう

Q1

下請法

親事業者が下請事業者に電話で発注する場合
発注書はいつ交付すればよいでしょうか?

- ①支払いまでに交付

…はい
支払までには
正式な発注書を送りますので
お願ひしますね

親事業者

②電話発注の場合は口頭
契約となり、発注書は
不要

親事業者

③発注後直ちに交付

…はい
発注書今作つてます！
すぐ送るのです
確認してください！

親事業者

Q3

► 官製談合防止法

市役所職員Bの対応は適切ですか？

- The illustration depicts a formal meeting between two men. On the left, a man in a dark suit and tie, labeled '入札参加業者A' (Bidding Participant A), is speaking. He has a speech bubble above him containing the text: '来年○月発注の△物件（の入札等）も頑張りますので、また是非お願ひします' (We will also do our best for the △ building to be awarded next month, so please consider us again). On the right, another man in a dark suit and tie, labeled '市役所職員B' (City Official B), is listening attentively. He has a speech bubble above him containing the text: '御社の仕事は丁寧ですし、安心してお任せできますから、△物件も御社でお願いします' (Your company's work is meticulous, and you can放心委托 (trust) it. So, I would like to request the △ building to be handled by your company). The background shows a city hall building with a green sign that reads '市役所' (City Hall).

Q5

▶ 景品表示法

商品やサービスを消費者へ販売する際に、景品表示法で気をつけるべき表示は次の①から④のうち、どれでしょう？

- ①インターネット上の広告
 - ②商品のパッケージやラベル
 - ③テレビ・ラジオCM
 - ④電話・訪問などによる
カール・ストーク

Q7

村役場職員Dの行為は適切ですか？

- 物件の入札参加条件について詳しく教えてください

●物件の入札参加条件については、当村役場のウェブサイトで確認できます

村役場職員D

～その後、●物件の入札に関する談合が公正取引委員会によって摘発された～

ウェブサイトで公表済の情報を伝えているね?!

Q8

SNSキャンペーン ————— **Q8**

SNSにおいて当社アカウントの友達登録をすることで応募ができる懸賞企画を考えています。当選者は景品を受け取るため、当社の店舗に来店してもらう必要があります。この企画は取引に付随するので、一般懸賞の規制の対象になるのでしょうか。

懸賞への応募のために商品を購入する必要はないようだけど、規制対象かね

SNS投稿での景品
提供企画、最近よく
見かけるなあ。

ボクも調べてみよう



答えは
次のページに
あるよ！

おしゃれ! どっきん!!

取引あるあるこれって問題?

5頁に掲載しましたクイズ、みなさんわかりましたか？

答え合わせと一緒に、ぜひ解説もご確認いただき、独占禁止法、下請法、官製談合防止法、景品表示法について、理解を深めてください。



答え合わせ！

総務部

No.2

仕事の
恋

▶ 独占禁止法

A1

全部 カルテル

事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為は「カルテル」として **独占禁止法で禁止**されています。

① 価格カルテル ② 数量カルテル ③ 取引先カルテル ④ 販売地域カルテル

文書でも 口頭でも メールでも

A2

✖️コストの上昇分の価格反映について、協議せずに取引価格を据え置くと「優越的地位の濫用」として問題となるおそれがあるよ！

公正取引委員会は、中小企業等がコストの上昇分を適切に転嫁できるようにして、賃金引上げの環境を整備するために、様々なことに取り組んでいるよ。

【公取委の取組①】
「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や中小企業庁と連携して事業者団体への自主点検の要請を行いました。

【公取委の取組②】
「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表し、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を取りまとめました。

▶ 下請法

A3

①支払いまでに交付
お支払い日までには正規的な発注書を送りますね

②電話発注の場合は口頭契約となり、発注書は不要
お支払い日まで契約の期限でいつも通りですから

③発注後直ちに交付
発注書を作つてますのでお支払いください

緊急やむを得ない事情により電話で注文内容を伝える場合であっても、電話連絡後直ちに発注書面を交付しなければなりません。なお、電話のみによる発注は、書面の交付義務違反となります。

A4

○(支払う必要がある)

公正取引委員会HPのよくある質問コーナーには具体的な違反事例もたくさん載っています！

下請事業者からの請求書の提出のあるなしにかかわらず、受領日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払う必要があります。

なお、親事業者が、社内の手続上、下請事業者からの請求書が必要である場合には、下請事業者が請求額を集計し通知するための十分な期間を確保しておくことが望ましく、下請事業者からの請求書の提出が遅れる場合には、速やかに提出するよう督促して、支払遅延とならないように下請代金を支払う必要があります。

▶ 官製談合防止法

A5

地方公共団体等の調達担当者が、受注を希望する事業者名を伝えて入札談合に関与する行為は官製談合防止法で禁止する行為に該当します。

△物件も御社でお願いします
・単なる社交辞令
・信用確実な事業者に発注し品質を確保する
↑正当化されません！

市役所

市役所職員B

官製談合防止法で禁止されています！

A6

単にウェブサイトの掲載場所を教示するのみであれば、官製談合防止法で禁止された行為には該当しません。

●物件の入札参加条件については、当村役場のウェブサイトで公表されています

村役場

村役場職員D

官製談合防止法で禁止された行為ではありません！

なお、発注に係る秘密情報は、官製談合防止法の適用有無にかかわらず、外部に漏えいすることのないよう厳密に管理することが必要です！

▶ 景品表示法

A7

正解は、①～④全てが「表示」に含まれます！

①～④だけでなく、チラシ・パンフレット・カタログや、ディスプレイ（陳列）、実演広告なども景品表示法上の「表示」になります！
一般消費者へ商品やサービスを販売される際には、表示と実際が違うことがないよう、注意が必要です。

A8

正解は、**景品表示法の「規制対象」です。**

取引を条件としない場合であっても、経済上の利益の提供が取引の相手方を主たる対象として行われるときには「取引に付随」する提供に当たります。

例えば、商品・サービスを購入しなければ応募できない場合など、商品・サービスを購入すること(取引)につながる可能性が高い場合には、取引に付随すると認められることになります。

通常、SNSのアカウントの友達登録は、商品・サービスを購入することに直ちにつながるものではありませんが、本件では、当選者は、景品を受け取るために、この事業者の店舗に来店しなければなりませんので、取引に付随することになります。

当選者は、店舗に来店したらもなく景品の提供を受けられることになりますので、本件は、総付景品の規制の対象となります。

公正取引課では、皆さまからのご相談を受け付けております。

お問い合わせ先

総務部 公正取引課 ☎ 098-866-0049